

熊本市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について

熊本市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

熊本市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 24 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 10 条」を「第 10 条の 2」に改める。

第 2 条第 3 号中「けい留」を「係留」に改め、同条第 4 号中「第 26 条第 1 項」を「第 25 条の 2」に改める。

第 9 条第 1 号中「けい留して」を「係留して」に改める。

第 10 条第 2 項中「次に掲げる措置を講ずるよう」を「排便のしつけ等を行うよう」に改め、同項各号を削り、第 2 章中同条の次に次の 1 条を加える。

（犬及び猫の繁殖制限）

第 10 条の 2 第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

第 4 章中「未けい留犬」を「未係留犬」に、「けい留され」を「係留され」に改める。

第 19 条第 1 項中「法第 24 条第 1 項（法第 24 条の 4 において読み替えて準用する場合を含む。）又は法第 33 条第 1 項の規定による立入検査、前条第 1 項の規定による立入調査その他の」を削る。

第26条第1号中「けい留しなかった」を「係留しなかった」に改める。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(提出理由)

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）の施行による動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の一部改正に伴い、犬又は猫の所有者に対する繁殖防止の義務化に関する規定を整備する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。